

論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 法 学 ）	氏名	金 鉉善
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
論文題目 根抵当制度の比較研究			
論文審査担当者			
主 査	教 授	鳥谷部 茂	印
審査委員	教 授	松原 正至	印
審査委員	教 授	堀田 親臣	印
〔論文審査の要旨〕			
<p>1 本論文の概要 本論文は、企業等の金融担保取引において中心的な役割を果たしている根抵当権について、日本法において明文化され蓄積されてきた実務理論を参考に、現在韓国で行なわれている民法改正に向けた議論を紹介し、ドイツ法と比較することによって、日本及び韓国の法改正に有意な提案を行うことを目的とするものである。</p> <p>第1章では、日本における根抵当権制度について、次章での韓国改正案との比較を念頭に、条文ごとに、実務・判例・学説・法改正を詳細に整理している。特に、わが国の根抵当権は包括根抵当権を禁止し、極度額だけではなく、被担保債権として取引の種類等を記載し、実行における付従性を維持する担保機能を有する点で独自性を有することを明らかにしている。</p> <p>第2章では、韓国における根抵当権制度について、1カ条しか条文がないため不明確な場合が多く、これまで判例・学説・実務で問題となった点を詳細に整理し、まもなく制定される予定の改正案作成における議論を立法担当者の見解を紹介しながら詳細に整理分析している。最近の動向として、取引包括根抵当から極度額包括根抵当へと転換する改正案が最終案となっている点が注目される。本論文は、日本法との差異や改正案における議論を知るうえで貴重な資料となるものである。</p> <p>第3章では、ドイツ法について整理している。日本・韓国とも従来の学説が影響を受けてきた最高額抵当はドイツの実務ではあまり利用されていない。現在は担保目的で行われる土地債務がもっとも多く利用されているが、明文規定がないため混乱が生じ判例法によって対応してきた。2008年には、当事者の権利関係を明確にするため、民法が一部改正（1192条1a項の追加）された。本論文は、保全土地債務における債務者保護のために二重弁済を拒絶する抗弁権が債務者（土地所有者）に付与されるに至った経緯、改正後に土地債務の流通性が一部制限される等の問題等について整理している。</p> <p>第4章では、第1に、日本法及び韓国法における根抵当権とドイツ法における土地債務について、条文数のみならず、登記が対抗要件か又は効力要件か、包括根抵当を認めるか又は禁止するかなどを比較し差異を明らかにしている。第2に、日本・韓国における根抵当権について、2004年及び2013年の韓国改正案並びに日本民法条文を掲げ、それぞれの定義・設定、変更、譲渡、確定を詳細に比較している。第3に、ドイツ最高額抵当、土地債務、保全土地債務への理論的展開から日本</p>			

法・韓国法に対して重要な示唆を行い、今後の立法や法改正の方向性を示している。

2 本論文の評価 本論文は、日本における根抵当について、実務、学説、裁判例の詳細な分析の下に、深い理解に到達している。また、韓国の現行法及び旧改正案、さらには新改正案を諸種の資料に基づいて詳細に整理していることから、一般の研究者にとっても韓国民法（根抵当）改正案の変遷と新動向を知ることができる貴重な学術資料と評価することができる。さらに、ドイツ法における土地債務の変遷、土地債務に関する最近の法改正（2008 年法）を紹介し、改正前後の問題点を提示している。2008 年のドイツ保全土地債務の改正に関する学術論文としては最初のものである。これらのドイツ法研究から、日本及び韓国における根抵当権立法及び法改正について、有意な指摘を行なっている。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（法学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

備考 要旨は、1,500 字以内とする。